

鳥取県東部圏域精神科救急医療システム実施要綱

第1 目的

この要綱は、緊急な医療を必要とする精神障害者等に対し適切な医療の供給及び保護を図るため、精神科病院の協力を得て診療応需体制を整備する鳥取県東部圏域精神科救急医療システム（以下「システム」という。）の運営に必要な事項を定める。

第2 実施主体

システムの実施主体は鳥取県とする。

第3 連絡調整会議の設置

システムの運営を円滑に行うため、鳥取県東部圏域精神科救急医療システム連絡調整会議を設置する。

第4 対象者及び運営時間

(1) 対象者は、精神疾患のため緊急な医療を必要とする精神障害者等とする。

(2) システムの運営時間又は運営日は、次のとおりとする。

ア 平日午後5時から翌日午前9時まで

イ 土曜日（医療機関の通常開業時間を除く）、日曜日

ウ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

エ 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第5 運営方式

(1) システムの運営は、知事が指定する精神科救急医療施設が連帯し実施する病院群輪番方式により行い、知事が指定する支援病院が救急医療を終了した者で引き続き入院が必要な者を受け入れるための支援協力を行う。

(2) 輪番となった精神科救急医療施設（以下「当番病院」という）は、精神保健指定医等医療関係職員及び空床を確保し、医療に当たるものとする。

第6 搬送

対象者を精神科救急医療施設まで搬送する必要がある場合は、原則として診察・入院等を依頼した者が行うが、必要に応じて警察、消防機関の協力を得るものとする。

第7 一般救急医療との連携

システムの運営に当たっては、一般の救急施設に対してシステムの周知の徹底を図り、一般救急体制との連携調整を図らなければならない。

第8 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。